

# 通所介護、介護予防日常生活支援総合事業 ラピオンリハビリセンター運営規定

## (事業の目的)

第1条 株式会社ラピオンが開設するラピオンリハビリセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、及び介護予防日常生活支援総合事業（重点ケア型、混合ケア型）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者、要支援者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行い、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう、その目標を設定し、計画を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所介護予防支援事業所等へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、基準条例に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。

## (事業の運営)

第3条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ラピオンリハビリセンター
- 2 所在地 東京都日野市南平3-16-11

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤・生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して法令遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は、介護予防日常生活支援総合事業計画書（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

- 2 通所介護従事者
- |       |      |          |
|-------|------|----------|
| 生活相談員 | 1名以上 | うち常勤1名以上 |
| 介護職員  | 2名以上 |          |
| 看護職員  | 1名以上 |          |

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う。また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- 3 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- 7 生活相談員、介護職員、機能訓練指導員等が運転手を兼務し、利用者の送迎を行う。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日あり）

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

### (利用定員)

第7条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 単位目 サービス提供時間帯 午前9時20分から午後12時30分 定員 20人

2 単位目 サービス提供時間帯 午後13時30分から午後16時40分 定員 20人

### (指定通所介護等の提供方法、内容)

第8条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」と等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

- 1 身体介護に関するこ

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

- 2 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等行う。

- 3 食事に関すること  
飲水以外の食事提供を行わない。
- 4 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。  
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 6 送迎に関すること  
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
- 7 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

#### (指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第9条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
  - 3 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護等に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
  - 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
  - 5 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
  - 6 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受ける。
  - 7 指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
  - 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、日野市とする。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が指定通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 3 利用者は事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓その他環境衛生に協力するものとする。
- 4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。

#### (衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第12条 指定通所介護等に使用する備品等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 管理者は、事業所において、食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (指定居宅介護支援事業者との連携等)

第13条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等は提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

#### (通所介護計画等の作成等)

第14条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、

同意を得る。作成した通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。

- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

#### (指定通所介護等の提供記録の記載)

第15条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

#### (契約書の作成)

第16条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第17条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講ずる。
- 4 指定通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 5 事業者は利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出の対策に万全を期すとともに、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団等と連携して行うよう努める。

#### (苦情処理)

第19条 1 指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該設置の内容を重要事項説明書への記載および事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

- 3 事業者は提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (事故処理)

- 第20条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保存するとともに、原因を解明し再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### (個人情報の保護)

- 第21条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第22条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号を掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

#### (身体拘束)

- 第23条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理

由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するための指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他運営についての重要事項)

第25条 事業所は、全ての指定通所介護等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

（1）採用時研修 採用後2か月以内

（2）継続研修 隨時

2 従業者は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提出するものとする。

3 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書より同意を得るものとする。

4 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

5 事業所は、指定通所介護等に関する記録を整備し、その完結から5年間は保存する。

6 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は、受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

7 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社ラピオンとラピオンリハビリセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月1日から施行する。